一般社団法人和歌山県薬剤師会新型インフルエンザ等対策業務計画（概要版）

2026 年 11 月

1　計画の目的・基本方針

(1) 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時に、一般社団法人和歌山県薬剤師会（以下「本会」という。）が実施する対策、実施体制及び関係機関との連携について定めるもの。

(2) 基本方針

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等を含む新たな感染症の発生を想定し、平時から必要な準備を行うとともに、発生時には感染拡大防止と医療提供体制の維持を図る。それらにより、会員及び薬局等における感染リスクの低減、調剤業務の継続及び医薬品等の安定供給を支援し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び社会経済活動への影響の最小化に努める。

2　新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 平時の体制

和歌山県、日本薬剤師会、保健所、市町村、医療関係団体及び医薬品関係事業者等との連絡体制の整備、会員及び薬局等への情報伝達手段・緊急連絡先を確認、発生時に必要な人員・設備及び物資を確認する。

(2) 発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生し、和歌山県に県対策本部が設置された場合、又は本会会長が必要と認めた場合、本会に「和歌山県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。対策本部は会長を本部長とし、必要に応じて副会長等を副本部長とする。原則として薬剤師会館内に設置するが、状況に応じてオンラインによる運営を行う。

(3) 対策本部の組織及び主な業務

対策本部は、感染状況や業務量に応じて会議を開催し、対策方針、会員支援、医薬品等の供給状況、職員の感染対策及び業務継続について協議・決定する。

班　　名	業　務	主担当委員会
総務班	対策本部の運営、会議・記録、職員の勤務管理、資材管理	総務情報委員会
情報連絡班	感染状況等の情報収集、関係機関との情報共有、会員への情報発信、相談窓口	広報委員会
活動調整班	県・関係機関等との連絡調整、会員及び薬局等の活動状況の把握、医薬品等の供給、薬局業務の継続支援	災害対策委員会

(4) 情報収集・共有体制及び関係機関との連携

本会は、国、和歌山県、日本薬剤師会、医療関係団体等から感染症に関する情報を継続的に収集する。発生時には、次の情報を重点的に収集し、必要に応じて会員及び関係機関に提供する。

・国内外の感染状況及び感染症の特性　・感染予防、診断及び治療に関する情報
・国及び県の対策方針　・医療機関及び薬局等の運営状況
・医薬品等の供給状況、物流及び社会インフラの稼働状況

3　新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策に関する事項

発生段階	業　務
準備期	連絡体制の整備、感染予防等の情報収集・提供、対策本部設置の準備、業務継続に必要な人員・設備・物資の確認、教育・訓練
初動期	対策本部の設置、感染状況や国・県の方針等の情報収集、会員・職員への情報提供、薬局等の運営状況及び医薬品等の供給状況の把握、関係機関との連絡調整
対応期	医薬品等の供給不足への対応、適正使用・代替薬・適正な在庫管理に関する情報提供、会員及び薬局等への業務継続支援、薬局間連携の調整
小康期・通常体制への移行期	対策本部及び本会業務の段階的な縮小・通常体制への移行、発生時の対応の検証、課題の整理及び計画の見直し

※新規治療薬及び体外診断用医薬品等については、国及び県の方針並びに関係法令を踏まえ、供給状況や需要を把握し、関係機関と連携して適切な供給を支援する。

(2) 人員計画等

本会は、感染拡大による職員の欠勤、就業制限、家族の看護・介護等を想定し、必要な対策業務及び会員支援を継続できる体制を整備する。

(3)　感染対策の検討及び実施

本会は、職員及び来館者等の感染リスクを低減するため、感染症の特性や国・県の方針に応じて対策を実施する。

また、業務継続及び感染予防に必要な不織布製マスク、手指消毒用アルコール製剤、消毒薬等の衛生資材を備蓄し、使用期限、保管場所及び在庫量を定期的に確認する。

4　教育・訓練、点検・改善

本会は、職員に対して感染症の基礎知識、感染予防策、情報管理及び発生時の対応等に関する教育を行う。また、必要に応じて訓練や定期的な点検等を実施する。